

仕様書

- 1 業務名称
吹田市消防本部所管車両売却（令和8年度1回目）
- 2 売却車両
水槽付消防ポンプ車1台、救急車1台、指揮車1台
- 3 売却車両の概要
別紙1のとおり
- 4 引渡場所
吹田市佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター
- 5 引渡期限
令和8年6月30日（火） 午後5時
※ 引渡日及び時間は、買受者と吹田市で調整した上で決定します（土・日・祝日を除く。）。
- 6 自動車リサイクル料金
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく自動車リサイクル料金については、本市が公益財団法人自動車リサイクル促進センターに預託済ですので、当該料金相当額について、本市が発行する納入通知書により、契約金額とは別に買受者が本市に対して引渡日までに支払うものとしします。
- 7 契約金額の支払等
契約金額については、本市の発行する納入通知書により、上記6のリサイクル料金相当額とともに、引渡日までに支払ってください。
また、支払後は、これらの領収書の写しを引渡日までに本市担当者へ提出してください。
- 8 自動車検査証の移転登録等
売却車両については、契約後速やかに、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき名義変更又は一時抹消を行った上で、登録識別情報通知書の写しを本市担当者へ提出してください。
なお、当該手続に関して必要となる諸費用は、全て買受者が負担するものとしします。
- 9 引渡しの条件
(1) 契約金額を全額完納し、名義変更等の手続きの完了及びそれらを証する書類の提出後、

車両の引渡しを行います。

- (2) 車両は現状有姿での引渡しとなりますので、車両の状態については、必ず売却車両の公開日（4月16日（木）から5月1日（金）までの間）に御確認ください。
また、車両積載資器材も合わせて引渡しとなりますので、車両積載資器材についても売却車両公開日に御確認ください。
- (3) 吹田市は、売却車両（積載資器材を含む。）について契約不適合責任を負いません。
また、引渡後に売却車両について契約の目的に適合しないものであることを発見しても、吹田市は一切の責任を負いません。
- (4) 引き渡した車両は、いかなる理由があっても返品できません。
- (5) 売却車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。
- (6) 売却車両の搬送は買受者の責任で行うものとし、当該搬送に係る費用（保険等を含む。）については買受者が負担するものとし、日時及び具体的な搬送方法については吹田市と協議することとします。
なお、搬送中に事故等が発生した場合において吹田市は一切の責任を負いません。
- (7) 車両引渡後に、本市担当者へ受領書を提出してください。

10 疑義

業務の実施に当たり疑義が生じたときは、吹田市及び買受者双方が協議して行うものとし、